

— 静かな夜と空を返せ —

号外

原告団 NEWS

発行日：2013年5月30日 発行者：(団長) 浅野太三

連絡先：〒196-0001 東京都昭島市美堀町 3-13-1 TEL&FAX：042-542-5625
http://www.geocities.jp/yokota_nakusukai/

発行：第9次横田基地公害訴訟原告団 (E-mail: yokota9th@yahoo.co.jp)

— 本日の予定 —

12:45 提訴前集会 (緑町北公園)
13:10 入廷 (地裁 405 号法廷)
13:30 被告国側陳述
終了後 裁判所内で報告集会予定

.....
※集会～地裁敷地に入るまでは、横断幕を掲げ、原告団の方は、たすき、ゼッケンをつけます。裁判所敷地内ではこれを外しますので、トラブルにならないようご協力ください。

第2回口頭弁論の内容は…

提訴後の裁判の進捗状況について

1 平成25年5月13日に裁判所で今後の裁判の進行に関して協議する期日が開かれました。

現段階においては、国から一般的な法律論に関する主張がなされているものの、具体的な騒音被害の実態や損害に対する反論などはなされていません。

この点について国に確認したところ、国からは7～10回に分けて、順次、反論をしていくとの回答がありました。

2 今後、平成25年8月29日(木)の期日までに「周辺対策(防音工事等)」について、平成25年10月31日(木)の期日までに「違法性の判断(受任限度等)」について主張がなされる予定です。

3 現段階での国からの主張について、ご説明いたします。

(1) まず、国は、自衛隊機の飛行等の差止めを求める訴えについては、防衛大臣に委ねられた自衛隊機の運航に関する権限の行使の取消し・変更を求めるものであるから行政訴訟で請求できるかどうかは別として、民事上の請求としては不適法であるとして、訴えの却下を求めています。

(2) 次に、米軍機の飛行等の差止め等を求める訴えについては、日本国は条約やこれに基づく国内法令に特段の定めがない限り、米軍機の運航等を制限する立場になく、そのような支配の及ばない第三者の行為の差止めを日本国に求めることは主張自体失当であるとして請求の棄却を求めています。

(3) 最後に将来の損害賠償を求める訴えについては、将来の損害賠償請求権の成否やその額はあらかじめ

明確に認定することができないから、そのような将来の損害賠償の請求は請求権としての適格を有しないとして、訴えの却下を求めています。

(4) 上記3点の主張はいずれも請求の中身の審理に入らず、法律論、形式論で門前払いしようとするものです。

過去の裁判所が作り上げてきた不当な枠組みでもあります。

4 過去の損害賠償を求める訴えについては、これから双方の主張を突き合わせていくことになりますが、上記3点についての法律論を論破するとともに、被害の実態を訴え、過去の枠組みを打ち破ることができればと考えております。

また、そのために陳述書作成も随時行っておりますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

(弁護団の馬場先生に原稿を頂きました)

工夫して、被害の記録をつけましょう

自分にできる方法で、やってみましょう。

NEWSでもお伝えしましたが、原告の皆さんの被害を裁判所にわかってもらうために、資料が必要です。それには、皆さんの出来る範囲で結構です。以下のような記録を取ってください。

①被害を感じたらメモに書いておく。

②被害を感じた際に、その正体を、写真やビデオで記録する。

※ビデオを撮るために、原告団ではビデオカメラを購入しました。ぜひご利用ください。

※騒音計を使つての騒音測定にご協力ください。…原告団事務局員が説明に伺います。操作は簡単です。